

デジタルトランスフォーメーション資金融資促進制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、デジタル技術を活用して、ビジネスモデルや組織、業務、企業文化・風土等を抜本的に変革し、新たな価値の創出により成長・競争力を強化しようとする中小企業者が事業に必要とする資金の融資を促進するための措置を講じ、県内中小企業者の振興及び発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる者であつて、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。以下「特定事業」という。）を行うもので県税の滞納がない者であり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものをいう。

(2) 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の本支店をいう。

(貸付け)

第3条 知事は、金融機関がこの要綱に基づき融資を行ったときは、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の2.71分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

2 前項の金融機関への預託の条件等については、別に知事が定める。

(融資条件等)

第4条 この要綱に基づく融資の条件は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 融資対象者

デジタルトランスフォーメーションにより成長・競争力の強化に取り組もうとする中小企業者

(2) 資金使途

前号に掲げる事業を実施するために必要な設備資金及び運転資金

(3) 融資限度額

5,000万円

(4) 融資期間

ア 設備資金 10年以内（内据置2年以内）

イ 運転資金 7年以内（内据置1年以内）

(5) 融資利率

年1.5%以内

保証協会の保証を付した場合 責任共有制度対象外 年1.1%以内

責任共有制度対象 年1.2%以内

(6) 担保・保証人

金融機関等の定めるところ

(7) 償還方法

年1回以上の元金均等分割償還

(申込手続)

第5条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、融資を希望する金融機関に次に掲げる書類を添えて、当該金融機関所定の融資申込みを行うものとする。

- (1) 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
- (2) 施設又は設備の設計図、カタログ等の写し及びこれらの見積書等の写し
- (3) 建築確認通知の写し（建築確認を必要とする場合に限る。）
- (4) 許認可証等の写し（許認可等を必要とする場合に限る。）
- (5) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
- (6) その他金融機関等で必要とする書類

2 前項の融資申込みを受けた金融機関は、この要綱に基づく融資の実行前に、デジタルトランスフォーメーション資金融資申込事前連絡書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(融資の報告等)

第6条 金融機関は、この要綱に基づく融資を行ったときは、デジタルトランスフォーメーション資金融資実行報告書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 金融機関は、この要綱に基づく融資を行った後において、当該融資について次に掲げる事由が生じた場合には、速やかに、別に定める融資変更報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 融資を受けた者の名称若しくは屋号又は所在地が変更になった場合
- (2) 融資を受けた者が法人に組織変更したこと等により債務名義を変更した場合
- (3) 償還方法の変更、資金の全部若しくは一部の繰り上げ償還、保証協会等の代位弁済による貸金債権の消滅又は担保権の実行等による貸金債権の消滅により償還表の記載内容に異動を生じた場合
- (4) 融資を受けた者が整理・倒産等したことにより、貸付金債権の回収が困難となった場合

(指 導)

第7条 金融機関及び保証協会は、この要綱の目的をよく理解し、融資を促進するとともに、中小企業者に対して金融に関する指導に努めるものとする。

(期限前償還)

第8条 金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該融資を受けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 偽りその他不正行為により融資を受けたとき。
- (2) 融資を受けた資金を目的外に使用したとき。
- (3) 融資を受けて取得した施設又は設備を目的外に使用し、又は他に譲渡したとき。
- (4) この要綱及びこの要綱に基づく規定に違反したとき。

(預託の停止)

第9条 知事は、この要綱に基づく融資を受けた者が、前条各号のいずれかに該当するとき又は金融機関がこの要綱及びこの要綱に基づく規定に違反して融資を行ったときは、第3条第1項の預託を行わないことができる。

(報告等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に基づく融資を受けた者、融資を行った金融機関又は保証協会に対し、事業計画の実施状況、融資の状況等について報告を求め、又はその職員に実地に調査させることができる。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。